

## 第2回公衆浴場入浴料金協議会 議事録

日時：令和7年10月22日（水）14:30～  
場所：ひょうご女性交流館 会議室301

### 1 開会

事務局：皆様お揃いですので、ただいまから第2回公衆浴場入浴料金協議会を開催させていただきます。

（兵庫県県民生活部県民躍動課消費政策官の三田委員の代理で県民躍動課消費政策班米田班長が出席の旨を説明）

### 2 あいさつ

（省略）

### 3 協議事項

会長：本日の進め方ですが、まず事務局から公衆浴場経営実態調査結果等の説明をしていただき、次に小委員会の協議結果を、小委員会委員長から報告していただきたい後で、意見交換という形で進めて参ります。ではまず、公衆浴場経営実態調査結果について、関係事項も含めて事務局からご説明をお願いします。

事務局：（資料確認、説明）

会長：ありがとうございます。それでは次に小委員会の協議結果について、小委員会委員長からご説明をお願いします。

委員：それでは、報告をいたします。お手元の資料2をご覧ください。その内容に従ってご説明いたします。

1番の料金改定案とありますが、これが最終的な結論になるわけですけれども、先ほどご説明いただいたシミュレーションを踏まえまして、様々な検討をした結果です。改定料金案としては、大人が570円、中人が200円、小人が100円となり収支差額が23,305円になります。どのように考えたのかというところが大きな2番以降にあります。

改定の考え方の1番目として、施設の意見としては、経営の安定化のために統制

額の上昇を望む意見が多くあり、中人と小人の統制額の上昇を望むものもあったということです。一方で客離れがあるために、統制額上昇に対しては否定的な意見も少数でしたが、このような意見もあったということは小委員会で確認をいたしました。

2番目として、経営実態調査結果に基づく標準的な規模の施設、これが先ほどのご説明にありましたが、資料2の3ページのタイトルにあるように、売上げの大きい5施設を除くというところで考えていました。そうした場合に、令和6年の実績では、この3ページの一番下の方の対総収入というところですが、173,463円の赤字になるということです。これで原油価格・物価・人件費上昇を考えて、消費者物価指数などで令和7年7月現在に補正したものが、すぐ横の224,018円の赤字になるという推計結果になります。これを見た上で、どうするかということが次にあります。

3番目ですが、令和7年7月時点の大人・中人・小人の入浴料金をそれぞれ同じ上昇率14.73%で値上げする、というのはどういうことかと言いますと、4ページの上部の行に、現在の大人490円、中人180円、小人80円のままだと、Aの欄の収入額が1,786,466円になり、すぐ横のBの欄の支出額が2,010,484円とあるので、224,018円の赤字とになります。その赤字分をなくすためには、どうしてもAの収入をBの支出と同額にしければならないと、そのためにはどうすればいいかというと、1ページ目にあるとおりの入浴料金を14.73%値上げすると、大人が562.18円、中人が206.52円、小人が91.79円となり、収支が均衡するということになります。これを10円単位で端数を切り上げて処理すると、大人が570円、中人が210円、小人100円ということになります。一旦これはこのようになるということを置いておきます。

4番目に、近畿府県の中人・小人の統制額は中人が150円から200円、小人はすべて100円という状況になっていること。

5番目に、このような状況下で令和7年の収支均衡等を考慮し、大人を570円、中人を200円、小人を100円で試算すると、令和7年7月時点では収支差額は23,305円の黒字になるということです。これがどこからそう考えたかと言いますと、4ページの入浴料金で大人が570円、中人が200円、小人が100円ということになると、1,767,999円の入浴料金収入となり、右の方の収支差額が、23,305円の黒字になるということです。中人、小人を据え置き180円、80円にすることであった場合にも、収支差額は17,281円でギリギリ黒字になるんですが、物価上昇などを考えますと、近い将来これが赤字になってしまうということも考えた上で、今回は、中人も小人もそれぞれ少しづつ上げるということで、結論を出しま

した。

続きまして資料 2 の 2 ページ目ですが、委員からの意見を 5 点書かせていただいております。1 番は、経営実態調査の結果から、公衆浴場の経営基盤安定のため、原油価格、物価上昇、人件費高騰による値上げはやむを得ないということです。2 番目としては、施設の売上額にはばらつきがある、平均から乖離した売上金額の大きい 5 施設については、収支の試算から除くのが妥当だということです。3 番目としては、施設の市町等からの受け取る補助金収入については 2 つの性質のものがある、1 つは施設の修繕等に要した費用に対する補助金、もう 1 つは利用者の負担軽減を目的として、入浴料金に充てられる補助金であると。補助金に依存しない経営基盤を目指すためには、収支の試算として前者の補助金収入を除外するのが適当ではあるんですが、公的補助金収入をまとめて回答してもらう現在の調査方法では、両者の金額を明確に区別ができないということです。4 番目に、中人・小人の統制額について、両者の利用者数が少なく売り上げへの影響は比較的小さいけれども、収支の均衡、近畿府県との均衡、さらには公衆浴場施設からの意見を考慮し、中人 200 円、小人 100 円とするのが妥当と考えるということです。最後の 5 番目、入浴料金の大幅な上昇又は庶民感覚との乖離は、客離れを招くおそれがあるけれども、入浴料金統制額によって定められるのは上限額であって、各公衆浴場が地域性、利用者や経営の実情を鑑みて、統制額の範囲内で入浴料金を設定することもでき、自由度があるということが確認されました。ということになります。

1 ページに戻っていただいて最終的に大人が 570 円、中人 200 円そして小人が 100 円の改定料金ということで、今回案をお出ししたということになります。私からの報告は以上です。

会長：ありがとうございます。また事務局から追加の説明がありますのでよろしくお願いします。

事務局：(説明)

会長：まず小委員会委員長から、大人料金は 80 円値上げして 570 円、中人は 20 円値上げして 200 円、小人は 20 円値上げして 100 円にするという、改定案が報告されました。また、事務局から小委員会では収支を令和 7 年までしか考えてなくて、来年がどうなのかということで、補足説明をしていただいたということです。それから、第 1 回の協議会のときに大阪府の審議会の中身が参考になるのではないか、というご意見がありましたので、今日の資料として添付していただきました。拝見すると、

何かの金額を計算に入れたり入れなかつたりという細かいところは違うのですが、我々と似たようなやり方をしていますし、議論として書いてある文章もそういう印象でございました。

それではですね、ここで委員の皆さんから、経営実態調査結果及び改定案の考え方も考慮いただいて入浴料金の適正額について、ご意見を伺いたいと思います。

委員：様々な観点の分析から小委員会協議結果をまとめさせていただきました委員長、他、それから協議検討の基礎となる経営実態調査をするなど、非常に多くの資料をご準備いただいた事務局に感謝を申し上げます。

第1回の協議会においても、公衆浴場の存在意義が公衆衛生の確保という基本的なものに加えて、今日では災害とか公衆マナーとか高齢者のコミュニケーションという側面も視野に入れて考えるという必要性が指摘されたところでございます。それで、おまとめいただきました改定料金案について、1回目の協議会で私が申し上げましたけれども、利用者である我々高齢者は、50代以上が半数以上ということでございましたので、できるだけ低廉な料金が望ましいというのは、偽らざる本音でございます。しかしながら、公衆浴場を経営する方が、自らの使命感、家業であるとか地域のための使命感のみで、これに協力するというのはおかしい話でございまして、やはり経営体として存続しうる、できれば、長期にわたって存続しうる料金体系にしていくことは当然考えてございます。事業者の補助金の問題につきましては、第1回協議会でも触れられた大切な課題ですが、本協議会ではそもそもその課題と切り離されたものです。今回小委員会の料金改定案は、利用者側、提供する側の相反する意見、一部経営者は地域のために頑張るんだという、貴重なご意見を頂戴しましたけれども、総合的な視野から、それから昨今の諸価格の改定状況を見据えたものと推察いたしますので、私の方からは、賛成の意見を表明させていただきます。

会長：心強いご意見ありがとうございます。

委員：この料金改定案で570円、200円、100円にするということで、今お話をされていると思うんですけど、令和8年度のシミュレーションをしたときに、ほぼプラスマイナスゼロとなっています。料金改定の前回は令和5年で、次回の料金改定では何年ごとを考えられているかわかりませんが、このシミュレーションでは7年改定で8年にまたその改定しないといけないというような状況になるのではないかと思うんです。そういうことであれば、もう少し大人料金を上げるなど、そういうこ

とも必要なんじやないかなと思うんです。ちょっとその辺が気になりました。

委員：おっしゃる通りで、この資料2の最後の16ページ目の資料は、前回の小委員会で出していただいてないもので、今回これを見て、私も正直言って驚いているところで、570円、200円、100円ということだと、令和8年になると収支差額が401円しか黒字にならないということですから、果たしてこれでよかったです、というような印象を持っております。

事務局：失礼します。今回私もこれを見たときにぎりぎりになりましたね、という印象もあったんですけれども、一方で、小委員会の中の議論で、庶民感覚といいますか、利用される方の感覚とあまりにも乖離してしまうと、逆に客離れが起きて、経営が厳しくなるんじゃないかっていうご意見もありまして、1回に上げる料金が、どれぐらいがいいのか、というところの意見もあり、570円という金額で落ち着いたというところでございます。

会長：私も小委員会の方には出ておりまして、その時の議論について私のバイアスがあるかもしれません、私が聞いたところやっぱり1度に大きく上げるっていうことに対しての、業者側の抵抗感のようなものが強く、それで小刻みに毎年協議会開催するかどうか、とかいうような話をしていたんです。毎年開催するかどうかは別問題として、例えば、5年間のような長期的に耐えうるような料金の値上げを一気に上げるのは、後の経済の見通しもつかず大変なんじゃないか、ということなので、とりあえず必要最小限の値上げにとどめたほうがいいのではないか、という意見が1つあります。

それともう1つは客離れという点で、第1回協議会や小委員会でも出たんですが、値上げをしたらどれぐらいのお客さんが減るのか、っていうデータが欲しいっていう意見もありました。ここからは、この協議会の範囲ではないんですけども、本来であれば、値上げして、例えば、協議会は開かないにしても、1年後ぐらいに実態調査をしてもらって、値上げによる影響がどれぐらいあったのか、翌年若しくはその1年後ぐらいの、ちょうど改定後1年間終わったところぐらいで、データを取ることも必要じゃないかということです。そうしないと毎回値上げの際に「さあどれぐらい、お客様が減るかわかりませんよね」、という議論にしておくわけにはいかない、というように思いますので、この協議会の検討の範囲外ではありますけれども、こうした工夫を事務局にお願いしたいっていうことです。ですから、経済状況等によっては、今までよりも短い間隔で協議会を開かなくちゃいけないかもし

れないということです。今回の値上げで、そういう調査をお願いしたいということで、とりあえず暫定とは言いませんけれども、とりあえずは必要最小限の値上げにとどめたいという、そういう考えでした。

一方で、令和 8 年の試算が少額でもプラスで良かったというような考え方もあるかもしれませんとも思います。もちろん平均的にはというだけの話ですけれども。

このような感じで、やや折衷案のような感じがするんですけれども。これぐらいの値上げ案でというのが、小委員会のご提案だというように理解をしております

委員：意見として申し上げたいと思います。資料 2 の 5 ページ以降を拝見しますと過去からの入浴料金上限額の推移ですけども、推移を見ていますと、大人 80 円の値上げというのは多分過去最高ぐらいの感じになってくるのかなと思っています。それはそれとして、今回の各推計や試算により決めていただいている金額ですので、合理性のある金額だと思います。一方で、上げ幅が大きいので、例えばその売り上げの大きい大規模な浴場でしたら、そんなに値上げしなくとも、例えば、500 円ぐらいたか 520 ぐらいの料金とし、一方で、小規模な銭湯とかでしたら、マックスの 570 円まで上げてあげないと経営が成り立たないというような、要するに、料金設定の幅があるので、売り上げのいいところと悪いところに料金の差ができるやすくなるので、極端な話、高い料金の銭湯が淘汰されてしまうんじゃないかなと、そのうち小規模の浴場の方が不利な状況になってしまって、そんな懸念もあったりして、ということも含めて先ほど会長がおっしゃっていたみたいに、定期的に調査をして状況を見ながら、進めていただけたらなというように思います。

会長：はい、ありがとうございます。私の考えでは、1 つ委員のご指摘というか、ご懸念に関しては、一応上限ということですので、大きいところはそこまで上げないかもしれません、ただ、いずれにしても、大きいところと小さいところで、今回の調査を見る限りはやっぱり実力差は明らかであって、だからそれを、統一的にどうにかしても、実力差は変わらないっていうことですので、我々としては、実力のある大きいところを除外して、それ以外のところが何とか、平均的に経営が成り立つようになるという考え方で、大きいところの 5 施設を除いたっていうことで、ある意味、下に合わせたというような感じなんです。ただ、もちろんそれでも実力差っていうのは、残りますのでそれに対するケアっていうのは必要で、ケアという意味は、後に出できますけれども、いろんな公衆浴場に対する広報とかですね、そういうような方法で、何とか、特に売り上げの少ないところに不足している部分があるだらうと思われますので、そういうふうなことも配慮する政策をして欲しいというのが

あります。もちろん協議会で決めるわけではなくて、あくまでも要望として出すだけなんですけれども、それはまた後で、出したいなというふうには思っております、でもいざれにしても重要なご指摘ありがとうございました。

委員：先ほどのご説明どうもありがとうございました、非常にわかりやすく、まとめられていたと思います。料金の改定案につきましては、概ね私も同じ意見で賛成でございます。今回利用者のアンケートも添付いただきまして、これをざっと見る限りでは、高齢で一人暮らし又は2人暮らしの方で、家にお風呂はあるけども、やはり近くに歩いて行けるところや自転車で行ける公衆浴場に、日々の楽しみの一環として行きたいというような、そうした姿を見てとれるかと思います。ですので、先ほどまでの話で、物価統制ということで協議会ではどうしても価格の上限を決めるということにはなりますけども、高齢であるというようなことも踏まえて、こうした方々が、価格が急に上がったので、別の安い方に行きますというようなことも、そこまでは考えにくいのかなと思います。ですけども、一方で、価格が上がったことは、もちろん利用者の収入のことを考えると、厳しくなることもあるかとは思います。

また、これはですね、ここの会議で議論することではないんですけども、小規模な公衆浴場であるとか経営が厳しいようなところがあるとすれば、先ほどまでの議論になっている実力のあるような、集客を非常に工夫されているようなところからの得られるアイディアですとか、そういったものを、共有できるようなことを施策としてやっていくということも1つの案かもしれません。また、利用者がゆっくりした時間を過ごしたいということで、自宅ではなくて近隣で外に出ていくのが健康面であるとか衛生面で、何かしらのプラスの部分があると思いますので、そうしたところに、寄与するような取り組みに繋げていくことができると、単なる値上げだけではなくって、利用者数の促進のところを引き続きできるのではないかと感じました。以上です。

会長：ありがとうございます。ここで決める議題ではないんですけども、答申を出すときに統制額とその考え方以外に、こういうことも頑張ってよねっていうようなことを書きたいと思っていて、そこで、先ほどから出ている、何か振興策みたいなことも、協議会からお願いということで書類に書いて、答申と一緒に出そうと考えております。

委員、会議のあととおっしゃっていましたが、この冊子について説明していただ

けますか。

委員：では、お手元にちょっと資料をお配りしているんですけども、これは県からの補助金をいただいて公衆浴場組合がキャンペーンを行うのですが、そのキャンペーンの小冊子です。キャンペーンの内容というのは、スタンプラリーで、兵庫県の淡路島から姫路から尼崎の兵庫県全湯でやっています。県内の銭湯にこのスタンプ帳を持っていっていただいて、スタンプを1つ押して入浴していただき、3つを押していただくと、すごくいい景品が、抽選ではなく必ずもらえますので、ぜひ、お知り合いとか、家族や皆さんにPRをしていただきたいなとお持ちしました。これが今、会長がおっしゃった入浴客の増加の1つのキャンペーンということです。

会長：県も加わってこのような取り組みがあって、さらに他でも工夫されているということですので紹介していただけますか。

事務局：失礼します。事務局から補足をさせていただきます。兵庫県公衆浴場組合においてスタンプラリーに加えまして、組合の取組みとしまして、組合主催の勉強会を毎年開催されています。今年度におきましては、講師を招いてSNSを利用した情報発信を学ばれました。私も参加したんですが、講師によると、現時点で、SNSにおいて掲載を見つける施設数はわずかでした。情報発信しないと、利用者は減少傾向になりますが、講師自身の考えたSNSの活用方法により、必ず新規利用者は増えるというようにおっしゃっておりました。こういう取り組みをされております。

会長：ありがとうございます。情報発信で、SNSで頑張るように言われても、特に大きくない公衆浴場からすると、人員も少なくどうしようかと戸惑うことになるとと思うんですけども、そこを、今のような勉強会を開いていただいたりして、SNSなどを活用できると、紙などの今までの情報発信よりも、安価にできるわけですよね。だからそういうのも、先ほど出ていた実力差を縮めることになるだろうというように思います。

スタンプラリーも大きいところも小さいところも1回利用すると1個のスタンプなので、つまり、実力差を縮めるという意味あいもあるわけです。そういう意味でも、これらの取り組みは意味があろうかなあと思います。

それで、皆さんにちょっとイメージしていただきたいのが、先ほどの資料の大阪府の答申の中にいくつか文章書いてあるんですが、ただ金額がこうだっていう記載

だけでなく、利用促進のようなことを要望すると書いてありますので、そういうような形で、この協議会で皆さんから出た意見をまとめて、要望として、文章化することによって伝えたいというように思っております。

委員全員：（了承）

会長：ではいかがでしょうか、大体意見もそろったように思うのですが、もし、追加で何かございましたらいいですか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、大人料金 570 円、現行にプラス 80 円、それから中人 200 円、現行にプラス 20 円、小人 100 円、現行にプラス 20 円を、本協議会の意見として、まとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員：（異議無し）

会長：ありがとうございます。委員の皆様方の同意をまして、ここに協議会の結論がまとまりました。この結果をもって答申を行いたいと思います。

#### 4 その他

会長：それでは今後の日程について事務局からご説明をお願いします。

事務局：（今後の事務手続の日程、注意事項及び情報公開についての説明）

委員全員：（了承）

会長：本日は皆様方の討議の結果、協議会としての意見をまとめることができました。厚く御礼申し上げたいと思います。それではこれで本日の協議を終了いたします。どうもありがとうございました。

#### 5 閉会